

地方銀行の増資行動に関する実証分析

長崎大学 阿萬弘行
京都大学大学院 宮崎浩伸

近年多くの地方銀行・第二地方銀行が資本増強による自己資本比率向上のために増資を実施している。1988年のバーゼル合意に基づいた通称 BIS 規制は、海外に営業拠点をもつ銀行に対して最低 8%の自己資本比率を 1993 年までに達成することを求めた。1993 年の自己資本比率規制は、客観的な自己資本比率水準の達成を銀行に求めるものであったが、銀行が自己資本比率の基準を達成できなかったときの金融当局による経営介入や罰則規制を定めていない。また、規制の対象となるのは、海外に営業拠点をもつ大手銀行のみであり、国内のみで活動する銀行は対象外であった。一方、1998 年導入の「早期是正措置」は、国内および国外に営業拠点をもつ銀行に対して、自己資本比率の水準に応じて金融当局による経営介入措置を明確に定めた。

以上のように自己資本比率は、銀行経営の健全性を維持するための主要な規制手段として位置付けられるが、実際に、自己資本比率の水準が銀行の増資決定のインセンティブに与える影響や増資行動の結果である企業価値の変化について実証的に分析した研究は少ない。そこで本稿では、1998 年以降の早期是正措置導入後の規制環境下において、自己資本比率の水準が、増資決定のインセンティブにどのような影響を与えたかについて実証的に分析する。さらに、イベントスタディによって自己資本比率が株主価値の変化に与える効果を計量的に分析し、第一の結果と整合的であるかどうかを検証する。